

司法試験

合格答案作成講座
民 法
無料体験冊子③

れつく
LEC 東京リーガルマインド



LU18383

司法試験

合格答案作成講座・定義集
民 法

LEC 東京リーガルマインド

本教材の特長

本教材は、予備試験、司法試験、法科大学院入試で出題される論文式試験問題において、合格に必要十分な解答をするためには、どのような知識を備えておく必要があるのか、その最低限の範囲を提示したものです。

効率的に知識を整理するためのツールとして、本教材をご利用ください。

1 論文式試験に役立つ知識を網羅的に掲載

定義、趣旨、要件、効果など、論文式試験で直接問われる知識を網羅的に掲載しています。

また、必ずしも論文式試験では直接問われることのない知識であっても、問題を検討する際の思考過程で役に立つであろう知識については、積極的に取り上げることとしました。

2 知識の整理・定着に最適のマーク

語句や事項を記載した左欄の網かけ部分には、**定義**、**趣旨**などのマークを付記しました。このマークは、当該語句（事項）について押さえておくべき内容を示しています。「**定義**のみであれば定義を理解しておけば充分」、「**定義**、**趣旨**とあれば、定義だけでなく趣旨から理解しておくべきワードである」というように、復習の際にメリハリ付けを行うことで、より効率的な知識の整理・定着を図ることができます。

3 論証集と完全リンク

語句（事項）の定義や制度の趣旨は、論文式試験において具体的にどのような形で問われるのかを意識しながら学習していくため、論証集における関連箇所につき、該当ページを「⇒論 p.○○」と表記しています。また、本教材内での関連箇所については、該当ページを「⇒p.○○」と表記しています。

合格答案作成講座・定義集

民法

目 次

第1編 総則	1
第1章 序論	1
◆民法の基本原則	1
◆私権の限界	1
第2章 人・法人	3
◆権利能力・意思能力・行為能力	3
◆住所、不在者、失踪宣告	6
◆法人・権利能力なき社団	7
第3章 物	8
◆「物」の要件	8
◆「物」の分類	8
第4章 法律行為・意思表示	10
◆序論	10
◆法律行為の有効要件	11
◆心裡留保・虚偽表示	11
◆錯誤	13
◆詐欺・強迫	14
第5章 代理	16
◆代理総論	16
◆表見代理	18
◆無権代理	21
第6章 無効・取消し	22
◆無効	22
◆取消し	22
第7章 条件・期限	24
◆条件	24
◆期限	25
第8章 時効	26
◆時効制度の意義	26
◆消滅時効類似の制度	28
◆時効の中止と停止	28
◆時効の援用と時効利益の放棄	29
第2編 物権	31
第1章 総論	31
◆物権の意義	31
◆物権の種類	31
◆物権的請求権	32

第2章 物権変動総論・不動産物権変動	33
◆序説	33
◆物権変動を生ずる法律行為	33
◆登記の効力	34
第3章 動産物権変動	36
◆動産物権変動の対抗要件	36
◆動産占有の公信力	36
第4章 占有権	37
◆占有の態様および占有権の要件	37
◆占有独自の保護	37
◆準占有	38
第5章 所有権	39
◆土地所有権の内容と制限	39
◆所有権の取得	39
◆共有	41
◆合有・総有	42
第6章 用益物権	43
◆地上権	43
◆永小作権・地役権・入会権	43
第7章 担保物権法序論・抵当権	45
◆担保物権の意義と機能	45
◆抵当権序説	46
◆抵当権の効力の及ぶ範囲	46
◆抵当権の侵害	48
◆優先弁済権の実現	49
◆利用権との関係	49
◆第三取得者との関係	50
◆抵当権の处分	51
◆共同抵当・根抵当	53
第8章 質権・先取特権・留置権	54
◆質権	54
◆先取特権・留置権	55
第9章 非典型担保	56
◆序説	56
◆譲渡担保	56
◆仮登記担保・所有権留保	57
第3編 債権総論	58
第1章 債権の発生	58
◆債権の概念	58
◆債権の種類	59
◆特定物債権	60
◆種類債権	61
◆金銭債権・利息債権・選択債権	62

第2章 債務不履行・受領遅滞	63
◆債務不履行の意義	63
◆履行補助者	65
◆債務不履行の効果—損害賠償	66
◆受領遅滞の意義・要件・効果	68
第3章 債務者の責任財産の保全	69
◆債権者代位権	69
◆詐害行為取消権	70
第4章 多数当事者の債権および債務	71
◆分割債権関係・不可分債権関係	71
◆連帶債務	72
◆保証債務	73
第5章 権利関係の変動	77
◆債権の譲渡	77
◆債務の引受け	79
◆契約上の地位の譲渡	80
第6章 債権の消滅	81
◆弁済	81
◆代物弁済	83
◆供託	83
◆相殺	84
◆更改・免除・混同	85
第4編 債権各論	86
第1章 契約総論	86
◆契約の種類	86
◆契約の成立	86
◆同時履行の抗弁権	87
◆危険負担	88
◆第三者のためにする契約	89
◆解除の意義・要件・効果	89
第2章 贈与・売買	91
◆贈与契約	91
◆特殊の贈与契約	91
◆売買の成立	91
◆手付	92
◆担保責任	93
◆買戻し	95
第3章 消費貸借・使用貸借・賃貸借	96
◆消費貸借の成立	96
◆使用貸借の成立	97
◆賃貸借の成立	98
◆宅地・建物の賃貸借	99

第4章 雇用・請負・その他	101
◆雇用	101
◆請負の成立	101
◆委任・寄託	102
◆組合・終身定期金・和解	103
第5章 事務管理・不当利得	104
◆事務管理	104
◆不当利得	105
◆不法原因給付	106
第6章 不法行為	107
◆一般不法行為	107
◆違法性阻却事由	108
◆特殊不法行為	109
◆損害賠償	111
◆損害賠償請求権の消滅時効	113
第5編 親族	114
第1章 総則	114
◆親族	114
◆戸籍と氏名	115
◆扶養	116
第2章 婚姻	117
◆婚約	117
◆婚姻の要件	117
◆婚姻の無効・取消し	118
◆婚姻の効果	120
◆離婚	121
◆内縁	124
第3章 親子	125
◆法律上の親子関係の意義	125
◆実子	125
◆養子	129
第4章 親権	131
◆親権の効力	131
◆親権の喪失および停止	132
第6編 相続	133
第1章 相続人・相続財産	133
◆相続意義・相続人	133
◆相続人の欠格と廃除	134
◆相続の承認・放棄	134
◆相続回復請求権	135
第2章 相続の効力	136
◆相続分	136
◆遺産分割	136

第3章 遺言・遺留分	137
◆総則	137
◆遺言の方式	137
◆遺言の執行	138
◆遺贈	138
◆遺留分	139

第1編 総則

第1章 序論

◆民法の基本原則

1	権利能力平等の原則 <small>定義</small>	【定義】 個人はすべて完全な権利主体性を認められ、法的に對等なものとして扱われるという原則
2	所有権絶対の原則 <small>定義</small>	【定義】 所有者に封建的な拘束を免れさせて、所有物を自由に扱うことを認める原則 ⇒ p. 31
3	私的自治の原則 <small>定義</small>	【定義】 人は自らの法律関係を自らの意思により形成することができるとする原則 ⇒ 論 p. 1
4	契約自由の原則 <small>定義</small>	【定義】 個人の契約関係は、契約当事者の自由な意思によって決定されるのであって、国家は干渉してはならないという近代私法の原則 * 契約自由の原則は私的自治の具体化であり、締結の自由、相手方選択の自由、内容決定の自由、方式の自由を含む。
5	過失責任の原則 <small>定義</small>	【定義】 自己の行為により他人に損害が生じたとしても、故意または過失がある場合にだけ責任を負うとする考え方

◆私権の限界

1	信義誠実の原則（信義則）（1Ⅱ） <small>定義</small>	【定義】 社会生活上一定の状況の下において相手方のもつであろう正当な期待に沿うように一方の行為者が行動すること * 債務者が債権の消滅時効完成後に債務の承認をすることは、時効による債務消滅の主張と相容れない行為であり、相手方においても債務者はもはや時効の援用をしない趣旨であると考えるであろうから、債務者は、信義則に照らし、時効の援用することができない（判例）。 * 債務者が債権額に僅かに不足する金額を提供した場合、「債務の本旨に従つ」た弁済ではないとして債権者が受領を拒絶することは、信義則に反し許されない（判例）。 * 基本賃貸借契約が賃借人の更新拒絶により期間が満了し、終了した場合であっても、転貸借が基本賃貸借契約締結の際に予定され、自らは使用することを予定していない賃借人に収益を上げさせることとともに、賃貸人も賃借人から安定的に賃料収入を得る目的で転貸借に加功した場合には、賃貸人は、信義則上、基本賃貸借契約の終了を転貸人に対抗することはできない（判例）。
---	---------------------------------------	--

2	権利濫用の禁止（1Ⅲ） <small>定義</small>	<p>【定義】</p> <p>ある人の行為あるいは不行為が、外的的には権利の行使とみられるが、その行為が行われた具体的な状況と実際の結果とに照らしてみると、権利の行使として法律上認めることが妥当でないと判断されること</p> <p>* 所有権の侵害があっても、損失の程度が極めて軽微であり、しかもこれを除去するのに莫大な費用を要する場合において、第三者がこれを奇貨として不当な利益を図るために、別段の必要がないのに侵害にかかる物件を買収し、所有者として侵害の除去を請求することは、社会観念上所有権の目的に違背し、その機能として許されるべき範囲を超脱するものであって、権利の濫用になる（判例）。</p>
3	自力救済の禁止 <small>定義</small>	<p>【定義】</p> <p>私権が実現されないとき、私権の実現が妨げられたときに、権利者が自ら実力を行使して権利を実現し、または妨害を排除しようとするることは許されないこと</p> <p>* 国家の助力を待っていては権利が失われ、あるいは権利を維持することが極めて困難になる場合には、例外的に自力行為が許される。</p>

第2章 人・法人

◆権利能力・意思能力・行為能力

1	権利能力 定義	<p>【定義】</p> <p>私法上の権利を有し、義務を負う資格</p> <p>* 自然人と法人が有し、自然人は、出生とともに権利能力を取得する（31）。そのため、胎児には権利能力がないが、民法は、不法行為を理由とする損害賠償請求（721）、相続（886）、遺贈（965）に限り、胎児を「既に生まれたものとみな」している。</p> <p>* 人の権利能力は、死亡によって消滅する。そのため、死亡の事実や死亡の時期を明らかにする必要があるが、明らかにすることができない場合に対処するために、民法には、失踪宣告（31）、同時死亡の推定（32の2）が用意されている。</p>
2	意思能力 定義	<p>【定義】</p> <p>自己の行為の法的な結果を認識・判断することができる能力</p> <p>* 意思能力を欠く者がした法律行為は無効である（判例）。もっとも、表意者保護の制度であるから、原則として表意者からしか無効主張することができないと解されている。⇒論 p. 1~2</p>
3	行為能力 定義	<p>【定義】</p> <p>法律行為を単独で有効にできる法律上の地位あるいは資格</p>
4	行為能力制度 定義 趣旨	<p>【定義】</p> <p>意思能力を欠くおそれがあるか、そこまでのおそれはないが判断能力が十分とはいえない者（制限行為能力者）をあらかじめ定めて、制限行為能力者は保護者の助力を得ずして独立して意思表示ないし法律行為をすることができず、制限行為能力者が保護者の助力を得ずに行った意思表示ないし法律行為の取消しを認めることで、制限行為能力者を保護する制度</p> <p>【趣旨】</p> <p>(1) 意思無能力者の保護の実効性を確保すること (2) 取引上の判断力が不十分である者の取引によって取引社会がかく乱されることを防止すること</p>

5	未成年者（4） 定義	<p>【定義】</p> <p>20歳に満たない者 cf. 成年擬制（753）</p> <p>* 未成年者が法律行為をするには、原則として、その法定代理人の同意を得なければならないが（5Ⅰ本文）、①単に権利を得、又は義務を免れる法律行為（5Ⅰただし書）、②処分を許された財産の処分（5Ⅲ）、③法定代理人から許された営業に関する法律行為（6Ⅰ）については、単独で法律行為をすることができる。</p> <p>* 未成年後見人は、遺言による指定（839Ⅰ）、または、未成年被後見人もしくはその親族その他の利害関係人の請求によって、家庭裁判所が選任する（840）。</p> <p>未成年後見人は、複数であってよく（857の2）、法人でもよい（840Ⅲかつこ書）。</p>
6	成年後見制度 定義 趣旨	<p>【定義】</p> <p>主として成年者について、その意思能力にある程度継続的な衰えが認められるときに、その衰えを補い、その者を法律的に支援するための制度</p> <p>【趣旨】</p> <p>(1) 意思無能力者の保護の実効性を確保すること (2) 取引上の判断力が不十分である者の取引によって取引社会がかく乱されることを防止すること</p> <p>* 成年後見制度は任意後見制度と法定後見制度で構成され、後者には本人の判断能力に応じて、後見、保佐、補助の3つの類型がある。</p>
7	後見監督人（848, 849） 定義	<p>【定義】</p> <p>後見人の監督人</p> <p>* 必須の機関ではない。</p>

	成年被後見人（8） 【定義】	【定義】 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者で、家庭裁判所による後見開始の審判を受けた者 ＊ 成年後見人は、成年被後見人もしくはその親族その他の利害関係人の請求によって、または職権で、成年後見人を選任する（843Ⅰ）。 ＊ 成年被後見人は、日常生活に関する行為と身分行為を除き、自ら法律行為をすることができず、成年被後見人がした行為は取り消すことができる（9）。
8	被保佐人（12） 【定義】	【定義】 精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者で、家庭裁判所による保佐開始の審判を受けた者 ＊ 被保佐人は、13条1項各号に該当する行為と、家庭裁判所の審判により保佐人の同意を要するとされた行為（同Ⅱ本文）であって日常生活に関する行為に該当しないものは、保佐人の同意を得てしなければならず、被保佐人がこれに反してした行為は取消すことができる（同Ⅳ）。 ＊ 保佐人が、被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意しない場合には、被保佐人は家庭裁判所に保佐人の同意に代わる行為の許可を求めることができる（同Ⅲ）。
	被補助人（16） 【定義】	【定義】 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者で、家庭裁判所による補助開始の審判を受けた者 ＊ 被補助人は、補助人に同意権が付与された行為については、補助人の同意を得てしなければならず（17Ⅰ），被補助人がこれに反してした行為は取消すことができる（同Ⅱ）。 ＊ 補助人が、被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意しない場合には、被補助人は家庭裁判所に補助人の同意に代わる行為の許可を求めることができる（同Ⅲ）。
9	詐術（21） 【意義】	【意義】 制限行為能力者が相手方に行行為能力者であることを信じさせるため積極的手段を用いることをいい、単に制限行為能力者であることを黙秘していただけでは詐術に当たらないが、他の言動などと相俟って、相手方を誤信させ、又は誤信を強めたものと認められるときは、黙秘も「詐術」に当たる（判例）。⇒論 p.4

10	任意後見制度 <small>定義</small>	<p>【定義】</p> <p>本人が、事理弁識能力が不十分になった場合に、後見事務（生活、療養監護または財産の管理に関する事務）の処理を他人（任意後見人）に委ねることにし、そのために代理権を与える制度</p> <ul style="list-style-type: none"> * 任意後見制度が本人の自己決定に基づく制度であること、及び、本人の意思の尊重という基本理念に鑑み、任意後見制度による本人保護が機能している限り、法定後見が行われることはない。 * 法定後見が開始すると、任意後見は終了する。
----	-----------------------------	---

◆住所、不在者、失踪宣告

1	住所（22） <small>定義</small>	<p>【定義】</p> <p>各人の生活の本拠</p> <ul style="list-style-type: none"> * 居所とは、人がそこにある程度継続的に居住するが、生活との関係が住所ほど密接でない場所をいい、住所の知れない者については、居所が住所とみなされる（23Ⅰ）。
2	不在者 <small>定義</small>	<p>【定義】</p> <p>従来の住所または居所を去り、容易に帰ってくる見込みのない者</p>
3	失踪宣告（30以下） <small>定義 趣旨 種類</small>	<p>【定義】</p> <p>家庭裁判所の審判によって不在者を死亡したものとみなす制度</p> <p>【趣旨】</p> <p>不在者の生死が不明である場合に、その死亡を擬制することで、不在者を取り巻く法律関係の安定を図ること</p> <p>【種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 普通失踪（30Ⅰ） (2) 特別失踪・危難失踪（30Ⅱ）
4	普通失踪（30Ⅰ） <small>定義</small>	<p>【定義】</p> <p>不在者の生死が7年間明らかでないとき（生存が確認された最後の時から7年が経過したとき）になされる失踪宣告</p> <ul style="list-style-type: none"> * 失踪宣告をされた者は、7年が経過した時点で死亡したものとみなされる（31）。 * 「死亡したものとみなす」とは、従来の住所又は居所を中心とする法律関係につき、失踪者が死亡した場合と同様の法律効果を認めるということであり、失踪者の権利能力を消滅させるものではない。
	特別失踪・危難失踪（30Ⅱ） <small>定義</small>	<p>【定義】</p> <p>不在者が死亡の原因となるべき危難に遭遇したために生死不明となった場合に、危難が去った時から生存が確認されないまま1年が経過したときになされる失踪宣告</p> <ul style="list-style-type: none"> * 失踪宣告をされた者は、遭遇した危難の去った時に死亡したものとみなされる（31）。

◆ 法人・権利能力なき社団

1	法人 【定義】	<p>【定義】</p> <p>自然人以外で権利能力を認められるもの</p> <p>* 法人は、法令の規定及び定款で定められた目的の範囲内において、権利能力が認められる（34、権利能力制限説）。⇒論 p. 6</p> <p>定款に定められた目的を遂行するために直接・間接に必要な行為は「目的の範囲」に含まれるところ、①目的を遂行するために通常役立つ行為、②法人を維持するために通常役立つ行為、③法人に社会通念上期待される行為などは、この必要を満たす（判例）。⇒論 p. 6</p>
2	権利能力なき社団 【定義】 【要件】	<p>【定義】</p> <p>実質的に社団又は財団としての実態を備えているが、法人格を持たず、したがって権利能力のない社団・財団</p> <p>⇒論 p. 9</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 団体としての組織をそなえること ② 多数決の原則が行われること ③ 構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続すること ④ その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していること <p>（判例）</p>

第3章 物

◆ 「物」の要件

1	物 (85) <small>定義</small>	<p>【定義】</p> <p>有体物</p> <ul style="list-style-type: none"> * 情報、アイデア、その他の無体物は特別法の保護に委ねられる。 * 物は不動産と動産に大別される (86)。
2	一物一権主義 <small>定義</small>	<p>【定義】</p> <p>① 1個の物の上には1つの物権しか成立しないこと、② 1つの物権の対象は1個のものでなければならないこと、という2つの命題からなる物権法の基本原理</p> <ul style="list-style-type: none"> * 土地は所有者の行為によって独立した数個の土地に分割することができ、分割のために土地台帳や登記その他の方法により公認される必要がないから、一部の土地の一部にも物権は成立し(判例)、一部の譲渡も時効による取得も可能である。 * 構成部分の変動する集合動産であっても、何らかの方法で目的物の範囲が特定される場合には、1個の集合物として譲渡担保の目的となり得る。

◆ 「物」の分類

1	不動産 <small>定義</small>	<p>【定義】</p> <p>土地及びその定着物</p> <ul style="list-style-type: none"> * 定着物とは、現に土地に直接又は間接に固定されており、取引観念上土地に固定されて使用されるものをいう。 ex. 建物、立木 * 建物は常に土地から独立した別個の不動産である。 * 築造中の建物は、独立に雨風をしのげる程度、屋根及び荒壁を有していれば、床や天井を備えていなくとも建物と評価され、独立した不動産となる(判例)。 * 立木は、独立の不動産ではなく、地盤たる土地を構成する部分としての土地と一体化した不動産であるが、当事者が植栽されたままの状態で物的処分をしようとするときは、地盤から独立した不動産となり、明認方法を施すことにより処分の効果を第三者に対抗することができる。 * 登記(177)が原則的な公示方法であるが、公信力は認められていない。
---	--------------------------	--

2	動産 【定義】	<p>【定義】</p> <p>不動産以外のすべての物（86Ⅱ）</p> <ul style="list-style-type: none"> * 無記名債権（商品券、入場券、乗車券など）は動産とみなされる（同Ⅲ）。 * 金銭の所有権は特段の事情のない限り、占有とともに移転し、動産物権変動に関する規定（176, 178, 192）はいずれも適用されない。⇒論 p. 64 * 占有（178）が原則的な公示方法であり、公信力が認められる（192）。
3	主物と従物 【定義】	<p>【定義】</p> <p>2つの物の間に、継続して一方が他方の経済的効用を助ける関係がある場合、その一方を従物、他方を主物という。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 従物は、主物の処分に従う（87Ⅱ）。 * 従物といえるためには、①独立性、②主物の常用に供されるものであること、③客観的に主物の経済的効用をまとうさせる場所的関係にあること、④主物と同一の所有者に帰属することという要件を満たさなければならない。 <p>ex. 石灯籠、取り外しのできる庭石</p> <ul style="list-style-type: none"> * 抵当建物の敷地の賃借権は、原則として建物抵当権の効力の及ぶ目的物に包含される（判例）。
4	果実 【定義】	<p>【定義】</p> <p>物の用法に従い、かつ物の本体を害することなくして算出される経済的価値 ⇒P. 37</p> <ul style="list-style-type: none"> * 果実を生ずる物を元物という。 * 果実には、天然果実と法定果実がある。
5	天然果実 【定義】	<p>【定義】</p> <p>物の用法に従い收取される産出物（88Ⅰ）</p> <p>ex. 果実、動物の子</p>
	法定果実 【定義】	<p>【定義】</p> <p>物の使用の対価として受けるべき金銭その他の物（88Ⅱ）</p>
6	使用利益 【定義】	<p>【定義】</p> <p>元物そのものの利用による利益</p> <p>ex. 居住利益</p>

第4章 法律行為・意思表示

◆序論

1	法律行為 定義	<p>【定義】</p> <p>1個又は数個の意思表示を要素とし、意思表示に対応する私権の変動という法律効果を生じさせる法律要件</p> <ul style="list-style-type: none"> * 法律行為が有効であるためには、①内容が確定していること、②内容が法律行為の成立当初に実現可能なものであること、③内容が違法なものでないことを要する。 * 法律行為は、法律行為が成立するために意思表示がいくつ必要かという観点から、単独行為・契約・合同行為に分類される。また、法律行為の成立あるいは効力発生のために一定の方式を必要とするかという観点から、要式行為と不要式行為に分類される。要式行為の具体例としては、婚姻や遺言、保証契約（446Ⅱ）などがある。
2	意思表示 定義	<p>【定義】</p> <p>一定の法律効果を欲する意思を外部に表明する行為</p> <ul style="list-style-type: none"> * 意思表示は、法律効果を欲するという内心の意思と、それを外部に表明するプロセスとの2段階に分かれる。このうち、前者を重視する立場を意思主義、後者を重視する立場を表示主義という。
3	単独行為 定義	<p>【定義】</p> <p>单一の意思表示によって成立する法律行為</p> <p>ex. 契約の解除（540）、遺言、相続の放棄</p>
	契約 定義	<p>【定義】</p> <p>2つ以上の内容的に対立する意思表示が結合して成立する法律行為</p>
	合同行為 定義	<p>【定義】</p> <p>2つ以上の内容的に対立しない意思表示が結合して成立する法律行為</p> <p>ex. 社団の設立</p>
4	準法律行為 定義	<p>【定義】</p> <p>法律効果を発生させる行為のうちで何らかの意思的要素を伴うが、法律行為とは異なって、意思に対応する権利変動の結果が生じない各種の行為</p> <p>ex. 催告、觀念の通知</p>

◆ 法律行為の有効要件

1	公序良俗 (90) 定義 効果	<p>【定義】</p> <p>公の秩序・善良の風俗のこと</p> <ul style="list-style-type: none"> * 「公の秩序」とは、国家社会の一般的利益を意味し、「善良の風俗」とは、社会の一般的道徳観念を指す。 * 不倫関係の維持継続を目的に金銭の授受を約する契約などは公序良俗に反し無効である。しかし、不倫関係にあった男女間でされた遺贈であっても、①その目的が相手方の生活保全のためであり、②遺贈が相続人の生活基盤を脅かさない場合には90条に違反しない（判例）。 * 法律行為が公序に反することを目的とするものであるとして無効になるかどうかは、法律行為がされた時点の公序に照らして判断する（判例）。 <p>【効果】</p> <p>無効</p> <ul style="list-style-type: none"> * この無効は、行為全体に及ぶ全部無効であり、かつ、誰からも主張できる絶対的無効である。
2	動機の不法 定義 効果	<p>【定義】</p> <p>法律行為の内容そのものは公序良俗違反とはいえないが、その法律行為を締結する動機が不法であると評価されること</p> <p>ex. 賭博の資金として、あるいは賭博による負け分を埋め合わせるために、金銭消費貸借がされる場合</p> <p>【効果】</p> <p>相手方が不法な動機を認識していた場合にのみ、無効 ∵ 行為の相手方の取引の安全を考慮 ⇒論 p.11</p>

◆ 心裡留保・虚偽表示

1	心裡留保 (93) 定義 要件 効果	<p>【定義】</p> <p>表意者が表示行為に対応する効果意思のないことを自覚しながら、その点について相手方と相談することなく意思表示を行うこと</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 表示行為に対応する効果意思が存在しないこと ② 表意者が①を認識しつつ表示行為をしたこと <p>【効果】</p> <p>心裡留保による意思表示は原則として有効（93本文） ∵ 表示行為に対する信頼を保護する。</p> <p>相手方が表意者の心裡留保を知っていたか、知ことができたという場合、意思表示は無効である（93ただし書）。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 代理人が自己または第三者の利益をはかるため権限内の行為をしたときは、相手方が代理人の意図を知り又は知ることができた場合に限り 93 条ただし書の規定を類推適用し、代理人の行った法律行為は、本人に効果帰属しない（判例）。
---	--	---

2	<p>虚偽表示 (94)</p> <p>定義 要件 効果</p>	<p>【定義】 相手方と通じてした真意でない（効果意思のない）意思表示</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 表示行為に対応する効果意思が存在しないこと ② 表意者が①を認識しつつ表示行為をしたこと ③ 表意者と相手方の間に通謀のあること <p>【効果】 無効。 ただし、善意の第三者に対抗することはできない(94Ⅱ)。 ⇒p. 22</p> <ul style="list-style-type: none"> * 権利者自身の帰責性により虚偽の外観が作出された場合、権利者の犠牲の下でその外観を信頼した第三者を保護するという 94 条 2 項の趣旨から、①本人自身の帰責性、②虚偽の外観、③外観に対する第三者の正当な信頼の要件を満たした場合には、94 条 2 項が類推適用される。 * 判例は、本人が虚偽の外観作出に積極的に関与するか、それを認識して承認していたような場合（意思外形対応型）には、94 条 2 項の類推適用を正面から認め、第三者保護要件を善意とする（判例）。⇒論 p. 15 他方、本人が虚偽の外観作出の原因を与えたが、本人の関知しない外形が他人により作出された場合（意思外形非対応型）には、110 条にも言及し、第三者保護要件を善意無過失とする（判例）。⇒論 p. 16
	<p>「第三者」 (94 Ⅱ)</p> <p>意義</p>	<p>【意義】 当事者及びその包括承継人以外の者で、虚偽表示の目的について、法律上の利害関係を有するに至った者 ex. 仮装譲渡された土地について、譲受人から抵当権の設定を受けた抵当権者、その土地を差し押された差押債権者</p> <ul style="list-style-type: none"> * 「第三者」は無過失であることを要せず、また、登記を具備している必要もない（判例・通説）。⇒論 p. 12~13

◆ 錯誤

1	錯誤 (95) 定義 要件 効果	<p>【定義】 表示の内容と内心の意思とが一致しないことを表意者自身が知らないこと</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 法律行為の要素に錯誤があることにより意思表示がされたこと ② 表意者に重過失がないこと <p>【効果】 無効 * 錯誤による無効は、表意者を保護するために認められたものであるから、表意者が主張していない錯誤による無効を、相手方や第三者が主張することはできない。(⇒ p. 22, 論 p. 19) もっとも、第三者が表意者に対する債権を保全する必要がある場合であって、表意者が錯誤を認めている場合には、第三者は錯誤無効を主張することができる（判例）。</p>
2	動機の錯誤 定義	<p>【定義】 意思表示の内容そのものには錯誤はないが、意思表示をするに至る動機に錯誤が存在する場合 * 動機の錯誤には 95 条は適用されないが、その動機が意思表示の内容として表示されていれば、意思表示の内容の錯誤となり、95 条が適用される。なお、動機の表示は明示でも黙示でもよい（判例）。⇒論 p. 18</p>
3	要素の錯誤 意義	<p>【意義】 その錯誤がなければ表意者だけでなく、通常一般人もその意思表示をしなかったであろうと考えられるほどに錯誤が重要であること（判例）⇒論 p. 18 ∴ 表意者の意思だけを標準とすると、些細な事実に関する錯誤も意思表示を無効にし、取引の安全を害する。</p>

◆詐欺・強迫

		<p>【定義】 相手をだまして、意思表示をさせる行為</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 詐欺者に相手方を欺こうとする意思と、欺くことによって一定の意思を表示させようとする意思との二重の意思があること ② 欺罔行為があること ③ 表意者が欺罔行為により錯誤に陥り、その錯誤によって意思表示をすること ④ その行為が違法性のあるものであること <p>【効果】</p> <p>詐欺による意思表示は、本人又はその代理人もしくは包括承継人が取消すことができ（96Ⅰ，120Ⅱ），その効果は遡及する（121）。ただし、詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない（96Ⅲ）。⇒p.22 第三者による詐欺の場合は、相手方が詐欺の事実を知っていたときに限って取消しが認められる（96Ⅱ）。</p>
1		<p>「第三者」（96Ⅲ）</p> <p>【意義】</p> <p>本人とその包括承継人以外の者のうち、詐欺による意思表示の後、その取消しの前に、新たに法律上の利害関係を有するに至った者（取消前の第三者）をいい、無過失や登記は不要（判例）⇒論 p.22 \because 96条1項、3項は、詐欺による意思表示をした者に対し、その意思表示の取消権を与えることによって詐欺被害者の救済を図るとともに、他方その取消しの効果を「善意の第三者」との関係において制限することにより、当該意思表示が有効であることを信頼して新たに利害関係を有するに至った者の地位を保護しようとする趣旨である。</p> <p>* 本人が意思表示を取消したことを取り消後の第三者に対抗するためには、登記を要する（177、判例）。⇒論 p.23</p>

<p style="text-align: center;">2</p> <p>強迫（96）</p> <p>定義 要件 効果</p>	<p>【定義】 害悪を示して恐怖を生じさせ、意思表示をさせる行為</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 相手方に恐怖を生じさせようとする意思と、恐怖によって意思を表示させようとする意思の二重の意思があること ② 強迫行為があること ③ 表意者が強迫行為によって恐怖を生じ、その恐怖によって強迫者が欲した意思を表示すること * 強迫によって表意者が恐怖し、恐怖の結果意思表示をしたという関係が主観的に存在すれば足り、完全に意思の自由を失ったことを意味しない（判例）。 ④ 強迫が違法性のあるものであること <p>【効果】</p> <p>強迫による意思表示は、本人又はその代理人もしくは包括承継人が取消すことができ（96Ⅰ，120Ⅱ），その効果は遡及する（121）。⇒p.22</p> <p>* 強迫の場合の表意者は、帰責性が弱く、その分だけ詐欺の場合の表意者よりも厚く保護する必要があるから、強迫による取消しは、取消前の善意の第三者にも対抗することができる（96Ⅲ反対解釈）。もっとも、取消後の第三者との関係では詐欺の場合と同様、登記をしなければ意思表示の取消しを対抗することができない。</p>
--	---

第5章 代理

◆ 代理総論

		<p>【定義】 本人の代わりに他の者がおこなった法律行為の効果を、本人に直接帰属させること</p> <p>【趣旨】 (1) 社会的活動範囲の拡大（私的自治の拡大） (2) 社会的弱者の私的自治の補充（私的自治の補充）</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 代理人が法律行為をしたこと（代理行為） ② ①の際に「本人のためにすることを示し」たこと（顕名） ＊ 代理人が自己の名を出さず、当事者欄に本人の名を記し、本人の印鑑を押印するような場合（署名代理）でもよい。 ＊ 顕名がなくとも、代理行為の時点で、相手方が、代理人が本人のためにすることを知り、又は知ことができたときは、代理の効果が生じる（100 ただし書）。 ③ ①に先立ち代理人に代理権を授与したこと ＊ 無権代理である場合、表見代理が成立しない限り、相手方は本人に履行を請求することはできない。
1	有権代理 (99 I) <small>定義 趣旨 要件</small>	<p>【定義】 本人に代わって意思表示をし、または意思表示を受ける者</p> <p>＊ 代理人は行為能力者であることを要しない（102）。</p> <p>＊ 意思表示の瑕疵の有無は原則として代理人について判断する（101 I）。</p> <p>cf. 使者=本人の意思表示を相手方に伝達する者</p>
2	代理人 <small>定義</small>	<p>【定義】 Aが、契約をするに際して、Bの代理人として自分を相手に契約をすること</p> <p>＊ これに反する契約は無権代理となる。</p>
3	自己契約 (108) <small>定義</small>	<p>【定義】 Aが、BとCの契約に際して、B C双方の代理人になること</p> <p>＊ 双方の行為とも無権代理となる。</p>

4	復代理（104 以下） 定義	<p>【定義】</p> <p>代理人が自己の代理人を選任して、代理行為をさせること</p> <p>* 任意代理人は、本人の許諾を得たとき、又はやむをえない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない（104）。この場合、代理人は、代理人の選任及び監督について、本人に対して責任を負う（105Ⅰ）。ただし、復代理人の選任が本人の指名によるときは、代理人は、復代理人が不適任又は不誠実であることを知りながら、その旨を本人に通知せず、又は、復代理人を解任することを怠った場合に責任を負う（同Ⅱ）。</p> <p>* 法定代理人は、復代理人を「自己の責任で」選任できるが（106 前段）、やむをえない事由があつて復代理人を選任した場合を除き、選任・監督上の過失が立証されない場合も含めて、本人に対して責任を負う（同後段）。</p> <p>* 復代理人は本人に対して直接に義務を負っているが、復代理人が委任事務を処理するにあたり金銭等を受領した場合、代理人に対して受領物を引き渡せば、本人に対して負う受領物引渡し義務を免れる（判例）。</p>
---	---	--

◆表見代理

1	表見代理 定義	<p>【定義】</p> <p>無権代理を権限ある代理であると信じて代理行為の相手方となった者を保護するため、一定の要件の下で、代理行為の効果を本人に帰属させる制度</p>
2	代理権授与表示の表見代理（109） 定義 趣旨 要件	<p>【定義】</p> <p>第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者が、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負うこと</p> <p>【趣旨】</p> <p>本人が代理権を与えたという外観を作り出した以上、その外観を信頼して無権代理人と取引をした相手方を保護することで取引の安全を図ること</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 代理権授与表示をしたこと <ul style="list-style-type: none"> * 白紙委任状を交付された代理人が委任事項と異なる内容を記載して代理行為をおこなった場合には、109条が適用されるが、委任状の代理人欄だけでなく、委任事項欄も冒用して代理行為をこなった場合には、109条は適用されない（判例）。⇒論 p. 29～30 * 第三者に自己の名称を使用して取引することを許諾した場合、厳密には「第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した」とはいえない。しかし、109条の趣旨から、名義を使用して取引活動することを黙認していた場合には、109条が類推適用される（判例）。 ② 表見代理人が、表示された代理権の範囲内で代理行為をすること ③ ②の際、本人のためにすることを示したこと（顕名） ④ 相手方が代理権がないことについて善意無過失であること

	<p>【定義】 代理人が与えられた権限外の行為を行った場合に、権限外の行為であることを知らなかつた相手方との関係で、代理権を与えた本人が当該行為の責任を負うこと</p> <p>【趣旨】 外観を信頼して無権代理人と取引をした相手方を保護することで取引の安全を図ること ＊ 110 条が適用されるためには基本代理権が必要であるから、事実行為の委託を受けた者が無権代理行為をおこなっても、本条の適用はない（判例）。</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 基本代理権があること ② 基本代理権を逸脱して法律行為をしたこと ③ ②の際、本人のためにすることを示したこと（顕名） ④ 第三者が、権限内の行為であると信すべき正当な理由があること
3	<p>【意義】 無権代理行為がされた当時存した諸般の事情を客観的に観察して、通常人において同行為が代理権に基づいてされたと信ずるのがもっともだと思われる場合、すなわち、相手方において代理権があると信じたことが過失とはいえない場合をいう。⇒論 p. 32 ＊ 自己の債務について保証人の代理人として保証契約を締結した者が、保証契約書、印鑑証明書を持参していても、当該保証契約が期間及び限度額の定めのない責任の重い連帯保証であり、実父にも保証人になってもらえたかった等の事情があるときは、本人に保証意思を確認すべきである（判例）。</p>
	<p>【意義】 代理行為の相手方を指し、代理人からの権利の転得者等は含まれない。 ∴ 転得者が信頼したのは、前主の権利であって、代理権ではない。⇒論 p. 32</p>

4	代理権消滅後の表見代理（112） 定義 趣旨 要件	<p>【定義】 代理権消滅後であっても、代理人がかつて与えられていた代理権の範囲内で法律行為を行った場合に、代理権消滅を知らなかつた相手方との関係で、本人が当該行為の責任を負うこと</p> <p>【趣旨】 外観を信頼して無権代理人と取引をした相手方を保護することで取引の安全を図ること</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 代理人として法律行為をした者にかつて代理権が与えられていたこと ＊ 法定代理にも適用される（判例・通説）。 ② ①の代理権の範囲内で法律行為をしたこと ③ ②の際、本人のためにすることを示したこと（顕名） ④ 代理権の消滅について第三者が善意無過失であったこと
5	表見代理規定の重畳適用 定義 趣旨	<p>【定義】 本人から代理権授与の表示を受けた者が、授与されたと表示された代理権の範囲外で無権代理行為をした場合に 109 条と 110 条を、代理権消滅後に、代理権が与えられていた範囲を超える無権代理行為をおこなつた場合に、110 条と 112 条を重畳適用すること ⇒論 p. 34</p> <p>【趣旨】 取引の安全</p>
6	代理権の濫用 定義	<p>【定義】 代理人が代理権を有する事項について、自己又は本人以外の他人の利益を図るために代理すること ＊ 相手方が、代理人の意図を知っていたか又は知ることができた場合には 93 条ただし書の類推適用により、本人に効果帰属しない（判例）。⇒論 p. 26 ∵ 代理人が本人に効果帰属させようとしている点では内心の効果意思と表示行為に不一致はないものの、自己又は本人以外の他人の利益を図ろうとしている点に不一致がある。</p>

◆ 無権代理

1	無権代理 (113) <input type="button" value="定義"/> <input type="button" value="効果"/>	<p>【定義】 代理権のない者がする代理行為 ＊ 与えられた代理権の範囲を超えて行動した場合、代理関係が終了した後に代理行為をした場合も含まれる。</p> <p>【効果】 無権代理人が行った法律行為の効果は、本人が追認(116)しない限り、本人に帰属しない。 ＊ 無権代理行為について本人の追認が得られなかつたときは、無権代理人は一定の要件の下に相手方に対し、相手方の選択に従い自ら履行するか損害賠償をしなければならない(117)。無権代理行為の相手方は、表見代理による本人への責任追及と、無権代理人への責任追及を、選択・並行しておこなうことができるから、117条2項「過失」は重過失と読み替える必要はない(判例)。</p>
2	無権代理と相続 <input type="button" value="意義"/> <input type="button" value="具体例"/>	<p>【意義】 本人と無権代理人が親族関係にある場合に、相続によって本人と無権代理人の地位が同一の人物に帰属すると、相手方はどのような権利を主張できるか、という問題 ⇒論 p. 35~38</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本人が死亡し、無権代理人が相続した場合 本人が自ら法律行為をしたのと同様の法律上の地位が生じるため、無権代理人は相手方からの履行請求を拒むことができない。もっとも、追認拒絶権は共同相続人全員に不可分的に帰属するため、共同相続の場合には、他の共同相続人が追認を拒絶すれば、無権代理人は相手方からの履行請求を拒むことができる(判例)。 (2) 無権代理人が死亡し、本人が相続した場合 無権代理人を相続した本人は、もともと有している追認拒絶権を行使することができる(判例)。 (3) 本人と無権代理人の双方が死亡し、第三者が相続した場合 無権代理人を本人とともに相続した第三者が、その後さらに本人を相続した場合、本人自ら法律行為をしたと同様の法律上の地位ないし効果が生じる(判例)。

第6章 無効・取消し

◆無効

1	無効 <small>定義 効果</small>	<p>【定義】 事実としてはおこなわれた意思表示や法律行為を法的にはそもそもなかったものとして扱うこと</p> <p>【効果】 法律行為としての効力がなく、そのことを、誰からでも、誰に対してでも、いつまでも主張できるのが原則（絶対的無効） cf. 相対的無効</p>
2	相対的無効 <small>定義 種類</small>	<p>【定義】 無効の効果が制限される場合</p> <p>【種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 無効を主張できる者が制限される場合（取消的無効） 法文上「無効」とされていながら、特定人しかその主張をすることができないと解釈される場合 ex. 錯誤無効の主張（95本文、判例）⇒p.13 (2) 無効主張の相手方が制限される場合 無効の効果が当事者間でのみ認められ、第三者との関係では無効の効果を主張し得ない場合 ex. 94条2項 ⇒p.12
3	無効行為の転換 <small>定義</small>	<p>【定義】 無効な法律行為が、他の有効な法律行為としての要件を備えている場合に、当事者も他の法律行為の効力を欲するであろうと認められるときに、その法律行為としての効力を認めること ex. 971条、無効な出生届に認知の効力が認めた判例</p>

◆取消し

1	取消し（120以下） <small>定義 効力</small>	<p>【定義】 ひとまず有効に存在している意思表示ないし法律行為を、取消権者の取消しの意思表示によって、遡及的に無効とすること</p> <p>【効力】 取り消された法律行為は最初から無効であったことになる（121本文）。 * 取消しは、一定の者を保護するための制度であるから、取消しの意思表示は、取消権者しかすることができない。また、取消権は一定の期間の経過によって消滅し、有効に確定する（126）。 * 取り消すことができる行為は、120条に規定する者が追認したときは、以後、取り消すことができない（122）。</p>
---	------------------------------------	--

2	法定追認（125） 定義 趣旨	<p>【定義】 取り消すことのできる行為について、社会一般からみて追認という効果を与えて妥当であると認められるような一定の事実があったときに、取消権者の意思に關係なく、追認と同一の効果を生じさせること 【趣旨】 相手方の信頼を保護し、法律關係の早期安定を図る。</p>
---	--------------------	--

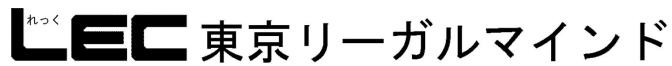
第7章 条件・期限

◆ 条件

1	条件 (127 以下) <input type="checkbox"/> 定義 <input type="checkbox"/> 種類 <input type="checkbox"/> 効果	<p>【定義】</p> <p>法律行為の効力の発生または消滅を、将来発生するか否か不確実な事実の成否にかかる旨の特約</p> <p>【種類】</p> <p>(1) 停止条件</p> <p>一定の事実が発生することによって、法律行為の効力が発生する条件</p> <p>(2) 解除条件</p> <p>一定の事実が発生することによって、法律行為の効力が消滅する条件</p> <p>【効果】</p> <p>(1) 停止条件付き法律行為の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 条件が成就すると、停止条件が成就した時からその効力を生じる (127 I)。 ② 条件が法律行為のときに既に成就していたとき (既成条件) は、無条件となる (131 I)。 ③ 条件が成就しないことが法律行為の時に既に確定していた場合は、無効となる (131 II)。 ④ 不能の停止条件 (不能条件) を付した法律行為は無効となる (133 I)。 <p>(2) 解除条件付き法律行為の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 条件が成就すると、解除条件が成就した時からその効力を失う (127 II)。 ② 条件が法律行為のときに既に成就していたとき (既成条件) は、法律行為は無効である (131 I)。 ③ 条件が成就しないことが法律行為の時に既に確定していた場合は、法律行為は無条件となる (131 II)。 ④ 不能の解除条件 (不能条件) を付した法律行為は無条件である (133 II)。
2	不法条件 (132) <input type="checkbox"/> 定義 <input type="checkbox"/> 効果	<p>【定義】</p> <p>条件の内容である事実そのものが不法性を帯び、その結果、それを付した法律行為全体が不法性を帯びる場合の条件</p> <p>【効果】</p> <p>不法条件付きの法律行為は無効</p>
3	随意条件 (134) <input type="checkbox"/> 定義 <input type="checkbox"/> 効果	<p>【定義】</p> <p>条件の成否が債務者の意思だけにかかっている場合のその条件</p> <p>【効果】</p> <p>随意条件付きの法律行為は無効</p>

◆期限

1	期限（135 以下） 【定義】種類	<p>【定義】</p> <p>法律行為の効力の発生や消滅、または債務の履行を、将来発生することの確実な事実にからせる旨の特約</p> <p>【種類】</p> <p>(1) 始期と終期</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 始期 法律行為の効力の発生または債務の履行時期がかかるところの期限 ② 終期 法律行為の効力の消滅がかかるところの期限 <p>(2) 確定期限と不確定期限</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 確定期限 到来する時期の決まっているもの ② 不確定期限 到来することは確実だが、いつ到来するかは不確実なもの
2	期限の利益（136, 137） 【定義】	<p>【定義】</p> <p>期限がまだ到来しないために当事者が受ける、期限が到来するまでは債務の履行を請求されない、権利を失わないなどの利益のこと</p> <p>* 期限の利益は、利益をもつ当事者が自由に放棄できるが、相手方にも利益がある場合には、放棄者は放棄によって相手方が受ける損害を賠償しなければならない（136 II）。</p> <p>* 債務者は、①破産手続開始の決定を受けたとき、②担保を滅失させ、または減少させたとき、③担保を供する義務を負うにもかかわらず、これを供しないときに、期限の利益を喪失する（137）。</p>



著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2018 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LU18383